

# マネー・ローンダリング対策：基礎編

## 第4回：資産移転



犯罪者たちが、犯罪収益を合法的な経済活動に紛れ込ませるためによく用いる手段の一つが、資産移転であり、特に不動産やその他の高額資産が利用されます。依頼人との関係は、資産移転に限られ、短期で終わる場合があります。したがって、会計士が知らず知らずのうちに違法行為に加担することのないよう、リスクベース・アプローチを効果的に取り入れることがより重要になります。

### 犯罪者たちが資産移転を利用するときの手口

犯罪者たちは高額資産の売買や移転を通じて、異なる人物間で、又は異なる法域間で、価値の移転を行うことがよくあります。ある資産を売却し、矢継ぎ早に別の資産を購入して（例えば、アパートを売却し、ボートを購入する等）、ある取引を一連の取引に仕立て上げることで、違法な収益を潜り込ませることがあります。こうすることにより、資金源が見えにくくなり、取引の一部しか見えていない人からは真実を隠すことができます。一連の取引をどのような構造とするのか、又はどの種の資産を利用するのかにはこだわりがなく、根底にある犯罪行為との結び付きを不明瞭にすることが最終目的です。

職業会計士は、資産移転の仕組みや取引に関する税務アドバイスを提供することにより、意図せず犯罪者の犯罪取引に加担してしまう可能性があります。

### リスクベース・アプローチとは

職業会計士が資産の売却又は購入について依頼人に助言を行う場合、次の点に注意が必要です。

- その資産の現在の実質的支配者を把握しているか？現在の資産所有者と別の人物ではないか？
- 取引後、資産の実質的支配者が誰になるか把握しているか？取引後の資産所有者と別の人物ではないか？
- 買い手の財産の出所・購入資金の出所はどこか？買い手について知り得た情報に基づくと、その出所は筋が通っているか？
- 資産移転に合理性はあるか？取引が商業目的の場合、商業上の合理性を持つか？取引が慈善事業の場合、活動趣旨の観点から筋が通っているか？
- この取引は、他の専門家が取り扱う一連の関連取引の一部を構成するか？
- 取引にマネー・ローンダリングリスクが高いと考えられる法域を移転元又は移転先とする資産移転が含まれるか？（高リスク国はFATFが一覧を公表）

上の問いの答えがマネー・ローンダリングリスクが高いことを示唆する場合は、実施するデューデリジェンスの範囲を広げる必要があります。そして、常に適切な手順に従ってリスク評価を文書化することが重要です。

## 資産移転に関するケーススタディ\*

中央アジアのある国で上級官僚を務めるShohrat Alperen氏は、国内の大手建設会社に20億ドル規模の国のインフラ事業を委託しました。一見無関係の出来事のように見えたが、海外の建設会社の英国子会社が、ロンドン中心部にある500万ポンド相当のアパートを購入するため、アドバイザーとして英国の弁護士と会計士に業務を委嘱しました。両専門家は、このアパートは新しい役員の一員、Anna Ericsson氏のロンドン赴任中の住居として使用する旨の説明を受けました。

当該会計士は、英国子会社に対する顧客デューデリジェンスを行う中で、その親会社が中央アジアに拠点があることを確認しました。当該親会社については、膨大な金額の国の事業を縁故で受注した旨の批判的な報道がなされています。

当該会計士はAnna Ericsson氏の身元調査を行い、どうやら物事のつじつまが合っていないと気が付きます。それぞれの国における社会の文化の違いについては慎重になる必要があることは理解しつつも、当該会計士は、Anna Ericssonが（苗字が示すスカンジナビアではなく）中央アジア出身ではないかと思わせる小さな手がかりに何度も出くわすこととなります。そして、公開されている情報を調査する中で、同じ名前の人物が社交パーティーでShohrat Alperen氏と一緒に写真に写っているのを見つけました。Anna Ericsson氏については、富裕層向けパーソナルスタイリストであること以外、インフラ事業に関わる経歴のあり・なしには、一切触れられていません。

疑わしい情報があまりにも多く、依頼人からも明確な情報が得られなかったため、当該会計士は依頼を丁重に断り、資金情報機関に疑わしい取引の届出を提出しました。結果として、Anna Ericsson氏は官僚であるShohrat Alperen氏の姪であること、また、その物件は受注の見返りとしての賄賂であることが判明しました。

\*秘密保持の観点から登場人物の名称及び法域を変えています。

## その他の資料



一般的なガイダンスについては、金融活動作業部会（Financial Action Task Force: FATF）が作成した「Guidance for a Risk-Based Approach for the Accountancy Profession」を参照してください。適用規制要件等、各国・地域別の情報については、ご自身の所属する職業会計士団体にお問い合わせください。



## 重要な警告信号

- 依頼人が取引構造を過度に複雑化しようとする場合
- 特に第三者名義で登記できる制度を利用する場合など、資産の実質的支配者となる当事者の匿名性が望まれる場合
- 売り手又は買い手が重要な公的地位を有する者（PEP）、又はそれらの者と関係性がある場合
- 取引に仮想資産（例：ビットコインその他類似品等）が含まれる、又はその他特殊な決済手段（例：貴金属、宝石等）が用いられる場合
- 取引に会計士が見ればすぐに分かる金銭的その他の不相当対価がある場合
- 秘密主義の領域が含まれている場合
- 詳細情報のつじつまが合わない場合

## 撤退するタイミング

- 現在又は将来予定する資産の実質的支配者について、依頼人の誠実性に懸念がある場合
- 財産や資金の出所を照会した結果、資産の購入資金が、犯罪がらみ又は理由のつかない出所である可能性が示唆される場合
- 売り手、買い手又は資産の所在国が、本国政府が定める金融制裁の対象に含まれている場合
- 取引の筋が通らない場合

## 疑わしい取引の届出（SAR）

資産移転について犯罪行為又は犯罪収益の可能性が疑われる場合、最寄りの資金情報機関に届け出をおすすめします。国によっては、職業会計士に対して、法的義務が課されています。

## 情報漏洩のおそれ

マネー・ロンダリング行為の疑いについて、疑わしい取引の届出を行う場合、報告した相手に報告内容を伝えることにより情報漏洩にならないよう注意が必要です。FATF基準では、各国政府が情報漏洩を法律で禁止するよう求めています。したがって、多くの国では、疑わしい取引の届出の対象者に関する情報漏洩は犯罪捜査の妨げになることから、犯罪行為とされています。この規定は全ての法域で法制化されているわけではありませんが、職業会計士が疑わしい取引の届出を開示しないことが模範的実務であることに変わりはありません。

顧客デューデリジェンスの過程で意図せず、情報漏洩してしまうおそれがあることも忘れないでください。不明点がある場合は、最寄りの職業会計士団体（PAO）又は資金情報機関にお問い合わせください。



529 Fifth Avenue, New York 10017  
www.ifac.org | +1 (212) 286-9344 | @ifac | company/ifac



www.icaew.com  
@icaew | company/icaew